

根室市学校教育情報化推進計画

(令和7年3月)

目次

I. 根室市学校教育情報化推進計画について

1. はじめに ～策定の趣旨～	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 基本的な方針を実現するために特に留意すべき視点	2
5. S D G s（持続可能な開発目標）の取組	3

II. 学校教育情報化に係る現状と課題について

1. 学校教育情報化をめぐる背景について	4
2. 本市における現状と課題	5
(1) 児童生徒の資質・能力	5
(2) 教員の指導力	6
(3) I C Tの環境整備	7
(4) 学校における働き方改革の推進	7

III. 学校教育の情報化に向けた方針と具体的な施策

【基本方針1】 I C Tを活用した児童生徒の資質能力の育成	8
【基本方針2】 教員の I C T活用指導力の向上と人材確保	11
【基本方針3】 I C Tを活用するための環境の整備	13
【基本方針4】 I C T推進体制の整備と校務の改善	16

IV. 計画の推進

資料 目標・指標一覧	18
------------------	----

I. 根室市学校教育情報化推進計画について

1. はじめに～策定の趣旨～

新型コロナウイルス感染症、激甚化する自然災害、AI 技術の急速な進化など、VUCA（ブーカ）の時代とも呼ばれる、先の見通しを立てることができない、予測が難しい大きな社会変容の中にあっても、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるようにするための「ウェルビーイングの向上を目指す教育」が求められています。

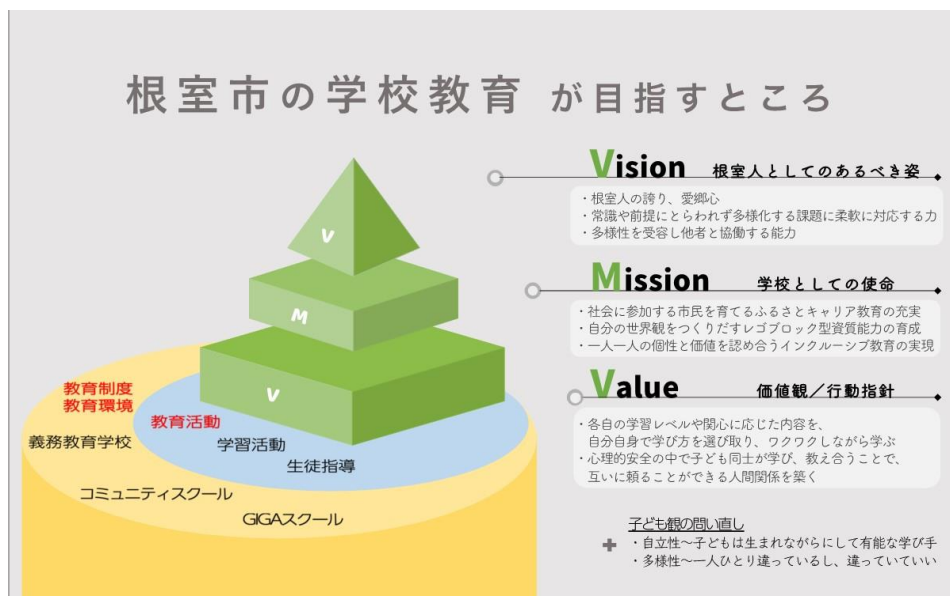
持続可能な社会の創り手を育てる学校教育では、レゴブロック型の資質能力を育成する教育の充実と併せ、インクルーシブ教育を推進し、児童生徒一人ひとりが、自分に最もふさわしい学び方を自ら選択し、試行錯誤を重ねながら達成感を味わうことができる学習指導を推進するとともに、知識及び技能や思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の育成に向け、取組を進めて行く必要があります。

そのためには、ICT 環境を学校教育の基盤的なツールとして最大限活用して、子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と子どもたちの多様な個性を最大限生かす「協働的な学び」を一体的に充実させ、子どもたち一人ひとりが主体的・対話的で深い学びの実現を図ることができるよう、学校教育の情報化に係る施策の方向性を定め、学校教育の情報化の更なる推進を図ることを目的に、「根室市学校教育情報化推進計画（以下、「本計画」という。）」を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「学校教育の情報化の推進に関する法律」（令和元年法律第 47 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づき、文部科学大臣が定める「学校教育情報化推進計画」（以下「国計画」という。）並びに、北海道教育委員会が定める「北海道学校教育情報化推進計画」（以下「道計画」という。）を踏まえ、「根室市総合計画」、「根室市地域情報化計画」との整合性を図りながら、子どもたちが「社会を生きる力」を育む教育活動の充実を基本方針とし、本市における学校教育の情報化の推進に関する施策について計画を示すものです。

【根室市の学校教育が目指すところ】



3. 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和10年度までの5年間に取り組むべき施策の方向性について示すものです。ただし、技術革新のスピードが速いICT分野の特性を踏まえ、学校と連携しながら必要に応じ更新を加えるほか、国の動向等に速やかに対応し、より発展的に施策を展開していけるように努めます。

4. 基本的な方針を実現するために特に留意すべき視点

本計画は、国の動きや、「北海道 Society5.0 推進計画（令和3年3月）」、「第3次根室市地域情報化計画（令和4年6月）」などを踏まえながら取組を進めて行くことが重要です。

令和3年1月中央教育審議会『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）』にも示されているように、これからの学校教育について検討する際には、一斉授業か個別学習か、履修主義か習得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった、いわゆる「二項対立」の陥穽に陥らないことに留意し、どちらかだけを選ぶのではなく、教育の質の向上のために、発達段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせて活かしていくという考え方に立ち、国計画及び道計画を踏まえ、関係部局間の連携や様々な主体が一体となった取組を推進します。

また、主体的な学びに向け、その内発的動機づけを伴った学習の実現¹¹により、学習活動そのものから得られる楽しさや達成感を引き出し、持続可能な学習に繋げていくことが重要です。学校教育の情報化推進にあたっては、単なる機器の利用や利用方法の習得を目的にすることなく、学びの質の向上に向け、ICTを効果的に活用し、学習に対する興味・関心を持ち、学習に取り組む価値を感じ、どの様に学んでいくのか、学習意欲の向上に取り組む¹²ことにより、「もっと学びたい」という心の灯をともし、主体的な学びに繋げていく取組を進めていく必要があります。

11 学習成果に対する報酬や評価、賞罰等の外的要因によって引き出される「外発的動機づけ」は、短期的には動機付け（モチベーション）を高める効果があるが、「ごほうび」や「ほめられる」ことが無くなることにより、学習意欲が失われる可能性が高くなる。一方で、「内発的動機づけ」は、短期的に変化を促すことは難しいが、学習活動そのものから得られる楽しさや達成感によって引き出されるものであり、持続的な学習が期待される。

12 内発的動機づけを伴った学習実現として、学習意欲向上のための動機付けをモデル化し、教育心理学者ジョン・ケラーによって提唱された、ARCSモデル（「Attention（注意）、Relevance（関連性）、Confidence（自信）、Satisfaction（満足感）」）があり、ICTの活用による。

5. SDGs（持続可能な開発目標）の取組

平成 27 年 9 月に「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が国連総会で全会一致で採択された、通称「持続可能な開発目標（SDGs）」は、17 のゴールとそれぞれに細分化された 169 のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」という理念のもと、経済、社会、環境をめぐる様々な課題に国際社会全体で取り組むものとされています。

本市においても、SDGs への貢献に向け、第 9 期根室市総合計画に掲げる各施策を SDGs を踏まえ体系化し、貢献していくこととしており、本計画においても、関連する SDGs の実現に向け取組を推進していく必要があり、ゴール 4 に掲げる「質の高い教育をみんなに」の達成に寄与することを中心として、本市の学校教育の情報化の推進を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



Ⅱ 学校教育情報化に係る現状と課題について

1. 学校教育情報化をめぐる背景について

少子高齢化及び人口減少の進行や、AI（人工知能）やビッグデータ¹、IoT（Internet of Things）、ロボティクス²等の先端技術が高度化し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society5.0³）が到来しつつあります。

Society5.0は、第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）で提唱された社会の姿であり、新たなサービスやビジネスによって、生活は劇的に便利で快適なものになっていくものとされており、急速に変化する社会において、子ども達は、課題解決型学習等により、身近な事象から解決すべき課題を見出し、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出すことなど、学習指導要領で育成を目指す資質・能力が一層求められています。

このような状況の中、これまで、国の「GIGAスクール構想⁴」により、学校における高速大容量のネットワーク環境整備と児童生徒1人1台のICT端末整備を推進する、十分に活用できる環境の実現を目指すことが示され、さらに、令和2年2月以降における新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、緊急時においても、ICTの活用により、子どもたちの学びを保障する環境の実現を目的として、「1人1台端末」の計画が前倒しされるなど、急激に変化する時代の中で、本市においても全ての小中学校・義務教育学校（以下「各学校」という。）におけるICT環境の充実が図られ、遠隔授業やオンライン学習などの教育活動が広がり、学びのスタイルが大きく変化しています。

国の「第4期教育振興基本計画」（令和5年6月閣議決定）では、「教育DXの推進・デジタル人材の育成」、「指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化」などが目標として掲げられ、教育の質を向上させていくため、EdTech⁵（エドテック）も含む、デジタル教科書・教材・ソフトウェアの促進、人材の充実など、ICTの活用の日常化に向けて国策としてのGIGAスクール構想を強力に推進することが示されてきました。

また、国計画においては、全国的にICT環境整備されたことを踏まえ、「ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成」、「教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保」、「ICTを活用するための環境の整備」、「ICT推進体制の整備と校務の改善」の4つの基本方針を示し、デジタル化の3段階のうち、最終段階である「デジタルトランスフォーメーション」に向けて、機器整備後の第1段階である「デジタイゼーション（書類のデジタル化）」の段階から、第2段階である「デジタライゼーション（業務プロセスのデジタル化）」への着実な移行が求められています。

1 一般的なデータ管理・処理ソフトウェアで扱うことが困難なほど巨大で複雑なデータ群のこと。

2 ロボットの設計・製作・制御を行う「ロボット工学（ロボットに関する技術を研究する学問）」を指す。

3 仮想空間と現実空間を行動に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く超スマート社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において提唱。

4 令和元年12月に閣議決定された。「1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちひとり一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現することや「これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図り、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す」とされたもの。令和3年4月から学校における1人1台端末環境下での新しい学びがスタートした。

5 教育（Education）とテクノロジー（Technology）の2つの単語を合わせたもの。ITやICTなどをはじめとしたテクノロジーを用いて教育産業の新たな形を生み出そうとする試みや関連する事業やツールなどを総称して指す。

2. 本市における現状と課題

本市においては、これまで、児童生徒の情報活用力の育成と情報モラル教育を行うことを目的とした各学校のコンピュータ教室の整備をはじめ、校務用端末整備などを進めてきました。

また、平成30年度から令和5年度を計画期間とした、「根室市教育情報化推進計画」を策定し、「ICT利活用教育」、「情報活用力の育成と情報モラル教育」、「情報セキュリティの確保と校務の情報化」の3つの視点で推進し、ICT機器の計画的な整備と学校教育の情報化を進めてきましたが、国のGIGAスクール構想の前倒しに伴い、令和2年度に1人1台端末や学校の通信ネットワークなどの整備が完了しました。

また、これらに加え、ソフト整備として、AI学習教材やプログラミング学習教材の導入をはじめ、道立高等学校生徒への1人1台端末の整備支援など、義務教育課程から高等学校までの一気通貫のICT教育環境整備が進み、ICT機器整備の段階から、活用段階に進んでいるところです。

(1) 児童生徒の資質・能力

各学校において、ICT環境の充実や教員のICT活用指導力の向上など、ハード・ソフト・人材を一体とした環境整備を進め、教科指導等においてICT機器を適切に活用し、学習への興味・関心を高めることや、障がいのある子どもなどの特性に合わせた支援を行うなどして、教育の質を向上させ、子どもたちの情報活用能力の育成を図ることが必要です。

本市の児童生徒の状況として、全国学力・学習状況調査の結果から、記述式問題での正答率が低く、自分自身が課題に対する見通しを持ち、各教科特有の見方・考え方を働かせる力が必要であるとともに、課題を自分事として捉え、「何ができるか」を主体的に考え、仲間とともに解決するような授業改善が必要であり、現在、教職員で組織する根室市学力向上プロジェクトにおいて、ICT機器の使用目的を明確にし、効果的に活用するための「根室市新たな授業づくりへのチャレンジハンドブック（ICT機器の効果的な活用編）」を作成、各学校と共有するなどの取組を進めているところです。

他方、質問紙調査において、「学校の中でPC・タブレット端末などのICT機器を使うのは役に立つと思いますか」の質問に対し、9割以上の児童生徒が「役に立つ」「どちらかといえば役に立つ」と答えており、特に、小学校や義務教育学校前期課程では、全国・全道平均を上回ったほか、「学校の授業時間以外に、1日どれくらいの時間、ICT機器を勉強のために使うか」の質問に対し、児童生徒ともに全国・全道を上回る結果となるなど、ICT活用への関心や意欲が高い傾向にあります。

【資料1】小・中学校等における1人1台端末の活用について（全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙調査より抜粋）

(1) 学校の中でPC・タブレットなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思う

	本市	北海道	国
小学校・義務教育学校（前期課程）	98.0%	95.9%	95.1%
中学校・義務教育学校（後期課程）	91.5%	93.3%	93.3%

※「役に立つ」「どちらかといえば、役に立つ」の合計値

(2) 学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、 1日どれくらいの時間ICT機器を勉強のために使うか（1時間以上使う割合）

	本市	北海道	国
小学校・義務教育学校（前期課程）	26.7%	18.8%	17.9%
中学校・義務教育学校（後期課程）	18.1%	14.8%	13.4%

コロナ禍の影響などにより、子どもたちの体力低下が課題となっている中、体育や保健体育の授業では、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することが求められており、ICT を効果的に活用した授業改善（見本動画やプレゼンテーション等）などにより、子どもの体力・運動能力の育成を図る必要があります。

また、ICT の活用が日常的になるにしたがい、スマートフォンや SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の利用により、トラブルに巻き込まれたり、ICT 機器を必要以上に長時間にわたり利用することによる、生活リズムの乱れなどが課題となっており、児童生徒の発達の段階に応じて、情報や情報技術の特性についての理解に基づく情報モラルを子どもたち自身と保護者などが正しく認識し、適切な使用に繋げていくことが求められています。

様々な事由による不登校等の児童生徒への支援にあたっては、学校に登校するという結果のみを目標とせず、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立への意欲を向上させることが大切であり、引き続き、タブレット端末を活用した学びの保障とともに、すべての児童生徒が学校で安心して学ぶことができる「居場所づくり」「絆づくり」を促進するとともに、多様な学びの機会の提供等に ICT の持つ特性を最大限活用していく必要があります。

（２）教員の指導力

ICT の活用により学習指導要領を着実に実施し、学校教育の質の向上に繋げるためには、各学校におけるカリキュラム・マネジメント⁶を充実させつつ、すべての教員が各教科等において育成を目指す資質・能力等を把握した上で、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図ることが重要です。

国の令和４年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査では「授業に ICT を活用して指導することが『できる』『ややできる』」と回答した教員の割合は 91.4%であり、全国 78.1%、全道 78.8%を上回っているものの、全ての教員が授業で ICT を活用できるよう、ICT 活用指導力の向上に取り組む必要があります。

教職員の ICT 活用指導力の向上に当たっては、北海道の研修システムの活用をはじめ、ICT 機器の使用目的を明確にし、効果的な活用に向けた「根室市新たな授業づくりのチャレンジハンドブック（ICT 機器の効果的な活用編）」の作成、共有するなど、教職員で組織する「学力向上プロジェクト」の取組のほか、ICT 活用や管理に関する日常的なサポートや、専門性の高い技術的なアドバイスにより、教員を支援する ICT 支援員（情報通信技術支援員）の派遣など、今後も継続した取組が必要となっています。

6 「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向け、学校教育に関わる様々な取組を教育課程の中心に据えながら、組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上に繋げていくこと。

(3) ICTの環境整備

令和2年度から順次実施されている学習指導要領では、情報活用能力が、言語能力などと同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどのICT環境を整備し、これらを適切に活用した学習活動の充実に配慮することが示されました。

また、国の「GIGAスクール構想」に基づき、本市においても、ICT端末や学校の通信ネットワークの整備など、計画を前倒しして進め、令和3年4月から本格的に、1人1台端末の環境下での「新しい学び」がスタートしましたが、急速な整備の中で、ベストエフォート⁷での混雑などのボトルネック⁸により、ネットワーク回線が繋がりにくい場合があるなど、今後の利活用を進める上での課題も明らかになってきています。

教員が新しい取組に挑戦することを躊躇せず、児童生徒が円滑に学ぶことができる環境を実現するために、国と道、市、学校現場が一体となって、明らかになった課題を一つずつ改善していくとともに、耐用年数も考慮し、計画的な機器更新に努め、ICT環境の整備を進めて行く必要があります。

(4) 学校における働き方改革の推進

教員の働き方改革について、これまでも取組を進めてきましたが、本市においても月45時間以上の時間外勤務を行う教員の割合が平均35.2%(令和5年度)となっており、この背景には、学校に対する過度な期待・依存などから、学校及び教員が担う業務の範囲が拡大されてきたこと、管理職自身が多忙であることなどが考えられます。

多くの教職員が長時間勤務となっている状況を踏まえると、ICTの活用による積極的な対策を進めていく必要があります、校務の効率化や教育データの利活用にも取り組む必要があります。

7 「可能な限り最大限の努力」という意味のインターネット通信サービスで、通信速度の下限値の保証はない。他の契約者との回線共有により安価なことから、一般に普及しているが、通信環境や開栓の混雑状況による通信速度が変動する。

8 機器やソフトウェア、システム、ネットワークなどを構成する要素のうち、速度低下等の原因となっているものをいう。

Ⅲ. 学校教育の情報化に向けた方針と具体的な施策

学校教育情報化の現状と課題に対応するため、国や道計画に基づき、本市においては、4つの基本方針を位置づけ、計画最終年度の令和10年度において、基本方針に掲げる各数値指標を100%とすることを目標に、学校教育の情報化を推進します。

【基本方針1】 「ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成」

- 各学校においては、ICT環境の充実や教員のICT活用指導力の向上など、ハード・ソフト・人材を一体とした環境整備を進め、教科指導等においてICTを適切に活用し、学習への興味・関心を高めることや、障がいのある子どもなどの特性に合わせた支援を行うなどして、ICTをこれまでの実践と最適に組み合わせるとともに、有効に活用することで、教育の質を向上を図り、子どもたちの情報活用能力を育成する。
- ICTを活用した授業や、家庭での学びを授業に結び付ける新しい学習サイクルを充実させ、教員が教え込む授業から児童生徒が主体的に学ぶ授業に転換するための取組を推進する。
- 義務教育段階では、子どもたちが、身近な事象から解決すべき課題を見出し、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出すなど、学習指導要領で目指す資質・能力の育成を図る。
- これまでの文系・理系といった枠にとらわれず、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力を育成する教科等横断的な教育である「STEAM教育⁹」を推進する。
- 体育や保健体育の授業では、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することが求められており、ICTを効果的に活用した授業改善などにより、子どもたちの体力・運動能力の育成を図る。
- 不登校児童生徒への支援に当たり、「学校に登校する」という結果のみを目標にせず、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立への意欲を向上させるため、全ての児童生徒が学校で安心して学ぶことができる「居場所づくり」「絆づくり」を促進とあわせ、メタバースなどの最新技術など、ICTの活用による教育機会の確保を図る。
- 情報化が進展する中、ICTは特別な教育的支援を必要とする児童生徒の学習上又は生活上の困難を改善・克服させ、指導の効果を高めることができる重要な手段であることから、特別支援教育の充実に向け効果的な活用を図る。
- 日本語指導が必要な児童生徒に対し、ICTの活用を通じた適切な指導体制の構築や、きめ細かな支援、個々の実態に応じた学びの機会の提供等にICTの持つ特性を最大限活かし活用を図る。

9 各教科での学習を実社会での問題発見・解決に活かしていくための文系、理系の枠を超えた教科横断的な教育。GIGAスクール構想と共に文部科学省や経済産業省が提唱。

- 児童生徒の発達の段階に応じて、情報化社会の危険性とその対処法など、情報や情報技術の特性についての理解に基づく情報モラルを子どもたち自身と保護者などが正しく認識し、適切な使用に向け、ICT 端末の適切な扱い方や使用のルールを指導するとともに、主体的かつ当事者意識をもって情報を活用し、社会や個人の課題を解決する力の一層の向上を図る。
- 学校や家庭で ICT 端末を使うときの約束や、健康面の留意点を確認し、児童生徒が自らの健康について自覚を持ち、健康リテラシーとして習得し、生活習慣として身に付けさせていく取組を進める。

具体的な施策

① 情報活用能力の育成に向けた I C T の効果的な利活用の推進

- ア. 「根室市立学校における学習活動の視点から見た情報活用能力一覧」を踏まえ、効果的な ICT の活用を指導計画に位置付けるよう促すとともに、高等学校を見据え、小学校等から中学校等までの9年間を見通した情報活用能力の育成を図ります。
- イ. 小学校等の各教科等や中学校等の技術・家庭（技術分野）におけるプログラミング教育を通じて、児童生徒の論理的思考力を育むとともに、問題の発見、解決に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する資質・能力の向上を図ります。
- ウ. ネット上のいじめやトラブルを防止するために、ネットパトロールによるネット上のトラブルの早期発見、早期対応のほか、児童生徒や教員、保護者を対象とした、小学校等段階から児童生徒の発達段階に則した情報モラルに関する指導資料を作成及び周知するとともに、国の「e- ネットキャラバン¹⁰」活用を促進するなどして情報モラルの充実を図ります。
- エ. 保護者の責務として、自らの教育方針及び児童生徒の発達の段階に応じ、その保護する児童生徒について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めることを積極的に周知します。
- オ. 道教委 ICT 活用ポータルサイトに掲載されている ICT を活用した授業指針、校内研修プラン、授業改善の事例等を各学校に周知し、活用することで、教科等横断的な視点に立った教育課程の編成や授業改善の推進を図るとともに、学校訪問等により各学校の課題に応じた指導助言を行います。
- カ. 児童生徒一人ひとりの興味・関心等を踏まえて、きめ細かく指導・支援するなど、1人1台端末並びに AI 学習ドリル等を積極的に活用し、発達の段階に応じて、全ての子どもの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ります。
- キ. 平常時における持ち帰り学習を引き続き実施し、家庭での学びを授業に結び付ける新しい学習サイクルを充実させ、教員が教え込む授業から児童生徒が主体的に学ぶ授業に転換を図ります。

¹⁰ インターネットの安心・安全な利用のため、「小学生（中学生）～高校生向け」及び「その保護者・教職員等向け」に、総務省、文部科学省及び通信事業者等が連携して実施する啓発・ガイダンス。

② 健康リテラシーの育成

視力低下や睡眠障害など端末利用時の健康への配慮事項を記載した啓発リーフレットを配布するとともに、ICT 機器による目の健康や心身面への影響について、各種調査結果や医師などの専門家の助言も得ながら、学校内での照度などの環境整備に努めるほか、児童生徒が情報化の進展に対応しつつ、健康への影響や予防及び対処方法について理解を深める指導のほか、健康に留意して情報機器を活用する態度の育成に向け、保護者とも連携しながら、家庭におけるルールづくりを図るなど、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送るための健康リテラシーの育成を図ります。

③ いじめ・自殺・不登校等への対応、教育機会の確保

- ア. 子どもの不安や悩み等の早期段階での把握に向けて、「SOS の出し方に関する教育」を含む自殺予防教育の推進や1人1台端末を活用した相談窓口の利用を促進し、スクールカウンセラーとの連携による教育相談や、各種相談窓口の活用促進など、教育相談体制の充実を図ります。
- イ. 不登校児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すことができるよう、学習や相談等の情報が掲載された「不登校支援ポータルサイト」を活用し、不登校児童生徒並びに保護者を支援します。また、1人1台端末を活用し、学校と家庭を結ぶオンライン学習及びカウンセリングなど、個に応じた学習や教育相談の機会の確保するなどして、ICT を活用した適切な支援を推進します。

④ 障がいのある児童生徒の教育環境の充実

特別な支援を必要とする児童生徒の障がいに応じた教育の充実を図るため、ICT を活用した個別最適な学びの充実を図ります。

⑤ 相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保

様々な事由から通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対し、必要に応じて訪問教育と ICT を活用した指導など、適切な支援を推進します。

⑥ 日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実

日本語指導が必要な児童生徒に対して、ICT を効果的に活用し、日本語学習、教科学習などの適切な指導の支援を図ります。

【基本方針２】 「教員のＩＣＴ活用指導力の向上と人材確保」

- 各学校におけるカリキュラム・マネジメントを充実させつつ、全ての教員が各教科等において育成を目指す資質・能力等を把握した上で、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図る。
- 従来はなかなか伸ばせなかった資質・能力の育成や、他の学校・地域や海外との交流など、今まで行えなかった学習活動の実施や家庭及び学校外でも ICT を活用した学びの充実を推進する。
- 教職員等が ICT を活用して指導する力を身に付けられるよう、国・道において実施される研修を積極的に活用するとともに、実際の授業を想定した主体的な校内研修など研修等の充実を図る。
- ICT の活用状況の把握とともに、特定の教科等や場面のみで活用するのではなく、学習の過程のあらゆる場面において ICT の特性を最大限に生かして活用するため、国や道における参考となる事例を広く周知することなどを通して、ICT 活用の具体的なイメージの共有を図るなど。サポートに取り組む。
- 各学校が、ICT を効果的に活用して「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組むため、教員の指導力向上はもとより、教員の ICT 活用に関する日常的な支援や児童生徒への技術的な支援などの授業支援、メンテナンスやトラブル対応などの環境支援などができる体制整備に向け、国の GIGA スクール運営支援センター事業等を活用し、専門性の高い支援の提供に取り組む。
- 家庭への ICT 端末の持ち帰りについての保護者理解や、児童生徒への使用方法等、情報モラルの指導等の取組を継続的に進めるとともに、非常時においても児童生徒の学びを確実に継続できるよう学校と連携しながら取組を進める。
- ICT 活用に関する教員の個人差を縮小させるため、教員の ICT 活用指導力や指導体制の強化を図る。

具体的な施策

① 学校教員の資質向上

- ア. 学習指導要領が求める「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、各学校種段階において身に付けさせるべき情報活用能力の体系表列を踏まえ、教科等の指導において、学年、教科の内容や特性に応じて効果的に ICT を活用することができるよう、各種研究会や学校訪問等における指導助言の充実、ICT 活用研修の充実、効率的な研修の実施に向けた校内研修等で活用できる動画等研修資料の提供などにより、教員の ICT 活用指導力向上を図ります。その際、「教員の ICT 活用指導力チェックリスト」（平成 30 年 6 月 21 日「教員の ICT 活用指導力チェックリストの改定に関する検討会」）を踏まえ、多様な研修等の充実を図ります。
- イ. ICT を効果的に活用し児童生徒の資質・能力を確実に育成することができるよう、研修内容については、ICT 活用の具体的な実践や ICT 活用を推進する校内体制の構築に係る双方向の協議や道教委による専門家を講師とした講義等を取り入れるとともに、研修の実施に当たっては、遠隔会議システムやオンデマンド教材の配信を活用し、教員が勤務地を離れることなく受講できる体制を整え、教員の負担を考慮

した質の高い研修の充実を図ります。

- ウ. 教員の研修の機会をいつでも確保できるよう、道教委より配信される短時間の研修動画「みんなで研修」プログラム、「いつでも研修」プログラムを活用します。
また、教員が作成した研修資料等を学習支援ツールから各学校に配信し、研修内容や指導内容等の取組を共有することで、市内全体の教員の指導力の向上を図ります。

② 人材の確保等

各学校が、ICT を効果的に活用して「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組んでいくためには、教員の指導力向上はもとより、教員の ICT 活用に関する日常的な支援や児童生徒への技術的な支援などの授業支援、メンテナンスやトラブル対応などの環境支援などができる体制を整備する必要があるため、国の GIGA スクール運営支援センター事業等を活用し、専門性の高い支援の提供を図ります。

【基本方針3】 「ICTを活用するための環境の整備」

- 児童生徒の主体的・対話的で深い学びを実現していく上で、動画やアニメーション等の教材を活用することは効果的であり、そのための十分な通信環境を確保するとともに、専門家によるネットワークアセスメントの実施などにより、通信速度が遅くなるなどのICTの利活用の阻害となる要因を特定し、必要な対策に取り組む。
- 義務教育段階において1人1台端末の環境で学んだ生徒が、唯一の後期中等教育機関である北海道根室高等学校に進学しても切れ目なく同様の環境で学ぶことができるよう、引き続き、市長部局とも協議しながら、1人1台ノートパソコン並びに学習支援ツールの整備に取り組む。
- デジタル教科書の円滑かつ効果的な活用のための環境面及び指導面の課題の対応等、学校現場での活用を推進する。
- 児童生徒等の個人情報 を適正に取り扱い、各ガイドラインに沿った最適な情報セキュリティ対策を講じ、安全にICTを活用できる基盤構築に取り組む。
- 今後も起こり得る感染症や冬期間の雪害等の災害等の非常時において、各学校が、臨時休業時等においても児童生徒の学びを確実に継続できるよう、家庭の通信環境の定期的な把握、支援措置(モバイルルーターの貸与や通信費の支援等)に取り組むとともに、平常時におけるタブレット端末の持ち帰りを推進する。
- 教育データの活用に関する国の動向等を踏まえながら、個人情報保護等に十分留意しつつ、校務や学習の様々な教育データを可視化することなどにより、指導が必要な児童生徒の早期発見や、児童生徒の特性・能力に応じた学習支援など、指導の改善につなげることに取り組む。

具体的な施策

① 学校におけるICTの活用のための環境整備

- ア. GIGAスクール構想によって整備したICT環境を適切に維持・管理できるよう、あらかじめ、市教委、学校、家庭・保護者で共有・同意の上、故障・破損・紛失、ネット上のトラブル等の対応手順と端末等貸与に関する規定を定め、児童生徒が学校・家庭等のあらゆる場所において端末を安心・安全に活用して学ぶことができる環境を整えていきます。
- イ. 令和2年度に国の補助金を活用して整備を完了したICT機器について、児童・生徒が使用するタブレット端末について、耐用年数や国の動向も注視しながら令和7年度以降に更新・整備を進めていきます。
- ウ. 全ての子どもの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るためには、1人1台端末を活用した学習において、AI学習ドリル・学習支援ツール・プログラミング学習教材等を有効的な活用のほか、引き続き、市長部局と連携しながら継続的な整備に努めます。

11 情報システムの現状や運用環境、利用状況などを把握し、再構築や運用の改善に繋げる現況調査・診断のことを指す。

- エ. 道立高等学校等については、個人所有の端末を持ち込む BYOD¹² の手法により、1 人 1 台端末の整備が求められているところであり、義務教育段階において 1 人 1 台端末で学んだ生徒が、唯一の後期中等教育機関である北海道根室高等学校に進学しても切れ目なく同様の環境で学ぶことができるよう、北海道根室高等学校教育振興会を通じた、全生徒へのパソコン貸与事業の継続に努めます。
- オ. 1 人 1 台端末など ICT 機器を効果的に活用するために十分な通信環境の確保のため、専門家によるアセスメントを実施し、通信環境について必要な指導や助言を求め必要な対策を講じるなど、ICT を快適に活用できる環境の確保に努めます。
- カ. ICT を活用したオンライン学習環境を確保するため、経済的な理由等により通信環境が整っていない家庭に対し、通信環境の支援として可搬型通信機器（モバイルルーター）を貸与することで、全ての児童生徒の学びの保障に努めます。
- キ. 国の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂や教育データの標準化の状況等の動向を踏まえながら、教職員・児童生徒の双方がアクセスできる学習系ネットワークと、教職員のみがアクセスできる校務系ネットワークの分離を必要としない、アクセス制御による対策を講じた上での校務系・学習系ネットワークの統合等、スクールネットや校務支援システム、情報セキュリティ対策などの将来像を検討します。
- ク. 過度なフィルタリングにより学習上必要なコンテンツにアクセスできない状況がないよう、市教委と学校が連携し適切な環境の構築に努めます。
- ケ. 教員及び児童生徒が、授業の教材として使うために、著作物をクラウドなどインターネットを介して送信などする場合に必要な授業目的公衆送信補償金の制度に継続して加入し利用を促進するとともに、児童生徒が著作権に対する知識や意識を持ち、理解を深められるよう、国の著作権教育用コンテンツの活用を促進するなどして、学校の教育活動を支援します。
- コ. 国や地方自治体等が作成した問題を活用し、学習やアセスメントができる文部科学省の CBT¹³ (Computer Based Testing) システムである「MEXCBT¹⁴ (メクビット)」について、AI 学習ドリル等と併せて各学校における授業や家庭学習等での活用を促進します。

② 教育データの利活用、教育 DX の推進

デジタル庁と文部科学省等の関連省庁が連名で作成した「教育データ利活用ロードマップ」を踏まえつつ、1 人 1 台端末環境を前提として、個人情報保護等に十分留意した上で、教員及び児童生徒が日々の学習や実践の改善に資する教育データの利活用を推進するとともに、「だれもが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」の実現に向け、国の動向を注視しながら、教育 DX を推進します。

12 Bring Your Own Device の略で、個人所有のコンピュータを学校に持ち込み、活用する方法。北海道教育委員会では、令和 4 年度より道立高校及び特別支援学校高等部の BYOD による 1 人 1 台端末を活用を推進。

13 コンピュータ使用型調査。国内外の資格検定試験等においても CBT 化が進んでおり、国際学力調査の CBT 化や GIGA スクール構想の推進等の流れも踏まえ、文部科学省では、全国学力・学習状況調査の CBT 化に向け、令和 3 年度から施行・検証を開始している。

14 文部科学省(MEXT)+CBT(Computer Based Testing)。子どもの学びの保障の観点から、児童生徒が学校や家庭において、学習やアセスメントができるシステム。

③ デジタル教科書の普及促進、デジタル教科書の効果的活用

- ア. 令和6年度以降の小・中学校等のデジタル教科書の段階的な導入を見据え、国の実証事業を活用しながら、当市においてデジタル教科書を用いた授業実践を行うとともに、紙とデジタルの適切な役割分担を踏まえた効果的なデジタル教科書・教材・ソフトウェアの活用を推進します。
- イ. AI 学習ドリル・学習支援ツール等を効果的に活用した取組を推進し、クラウドを活用して教材を教員間で共有するとともに、教科等横断的な学習や探究的な学習において、観察・実験を記録した映像やプレゼンテーションソフトを活用するなど、ICT の効果的な活用を推進します。また、生成 AI などの最新の技術の学校における効果的な活用について、国の動向等を踏まえながら、調査研究を進めます。

④ 個人情報保護・情報セキュリティ対策等

- ア. ICT を安全・安心に活用するため、国の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき端末やクラウドサービスのパスワードを適切に扱うとともに、国の基準に基づき、根室市におけるセキュリティポリシーを定め、各学校における情報セキュリティの確保や個人情報の保護等に努めます。
- イ. 教員及び児童生徒が、授業の教材として使うために、著作物をクラウドなどインターネットを介して送信などする場合に必要な授業目的公衆送信補償金の制度に継続して加入し利用を促進するとともに、児童生徒が著作権に対する知識や意識を持ち、理解を深められるよう、国の著作権教育用コンテンツの活用を促進するなどして、学校の教育活動を支援します。

【基本方針４】 「ＩＣＴ推進体制の整備と校務の改善」

- 校務を効率化し、事務作業時間の削減を図るため、自動的かつ継続的なデータ取得や情報共有の即時化、クラウドサービスやデジタル教材を活用した授業実施など、ICT を活用した校務の効率化による働き方改革を推進する。
- 教育長や校長がリーダーシップを発揮している地域や学校ほど、ICT の活用が進んでいるという国立教育政策研究所の研究結果もあり、これまで以上に、教育委員会や校長が責任をもって教職員を支援し、チームとして GIGA スクール構想を推進する。
- GIGA スクール構想の推進体制の強化に向け、セキュリティやネットワークの在り方については、市長部局と連携しながら取組を進める。
- 校務のデジタル化に向け、「次世代の校務デジタル化推進実証事業」や GIGA スクール構想の元での校務 DX など、国の動向を踏まえながら、校務の効率化や教育データの利活用に取り組む。

具体的な施策

① 学習の継続的な支援のための体制整備

- ア. ICT を活用した学びを推進するためには、学校現場を支える体制の構築が必要であるため、当市における学校の ICT 推進を担当する組織体制として、道教委、市長部局と連携するとともに、国の GIGA スクール運営支援センター整備事業等を活用した民間事業者を含む組織的な支援体制の強化を図るほか、各学校が、校長のリーダーシップの下、組織的に ICT 活用を展開できるよう、校内における推進体制や教育課程における ICT 活用の位置付け、計画的な研修計画などについて明らかにし、学校が一体となった取組の充実を図ります。
- イ. 道と道内全市町村で構成される「北海道 GIGA スクール推進協議会」に参加し、オンライン授業による課題や事例等の情報共有を行い、各学校に情報を発信します。

② 情報化による校務効率化

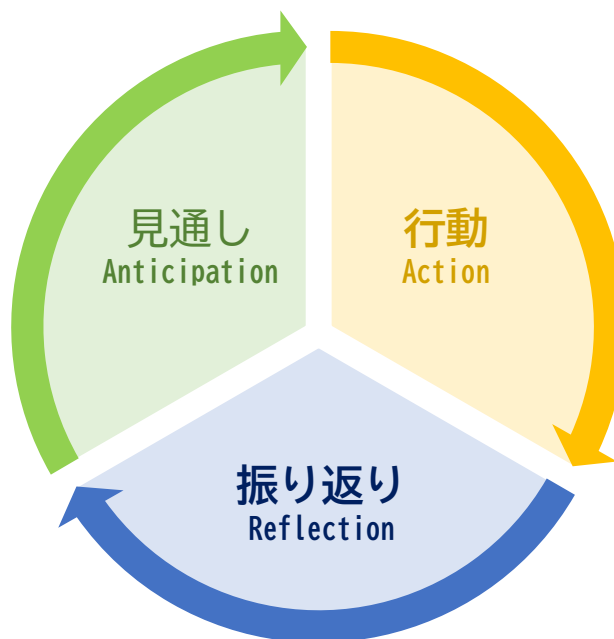
- ア. 各学校が教育目標の実現に向けて、限られた人的・物的資源を効果的に活用しながら、真に必要な教育活動に注力するため、クラウドサービスやデジタル教材、校務支援システムなど、学校の実態を考慮して ICT を積極的に活用した教育活動や業務を推進し、校務の効率化による事務作業の負担軽減を図ります。
- イ. 国の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂や教育データの標準化の状況等の動向を踏まえながら、教職員・児童生徒の双方がアクセスできる学習系ネットワークと、教職員のみがアクセスできる校務系ネットワークの分離を必要としない、アクセス制御による対策を講じた上での校務系・学習系ネットワークの統合等、スクールネットや校務支援システム、情報セキュリティ対策などの将来像を検討します。その際、学校が情報セキュリティ対策について、過度に意識する必要のないシステム構築の在り方を検討します。

15 教員と保護者間の連絡のデジタル化（欠席・遅刻・早退連絡、お便りの配信、調査・アンケートの実施）、学校内の連絡のデジタル化（校内での資料共有、校内での情報共有、調査・アンケートの実施）、教員と児童生徒間の連絡等のデジタル化（各種連絡の廃止、調査・アンケートの実施）、その他（FAX の原則廃止、押印・署名の原則廃止）が挙げられる。

- ウ. 働き方改革の観点から、校務の効率化による教職員の事務作業時間の減少を図るため、ICT を積極的に活用した業務を推進し、学校が本来担うべき業務に専念できる環境の整備を図ります。

IV. 計画の推進

本計画の推進にあたっては、教育行政における「学校教育の情報化の推進」の位置づけであり、予測不可能な時代において、特に情報通信分野の技術革新により取り巻く環境の変動性が高く、また、それらに対応する国の動向等が、本市の教育情報化の推進において多大な影響があること、さらには、本計画の推進にあたり、教育行政のみならず学校現場との協働による取組が必要不可欠であることなどから、AAR¹⁶（アンティシペーション・アクション・レビュー）の検証手法を用い、各種取組を進めながら、柔軟に修正を図り、計画を推進していきます。



16 AAR (Anticipation (見通し) -Action (行動) -Reflection (振り返り))。見通しが立ったら行動をし、そこで得た知見を踏まえ修正・改善を繰り返し、完成に近づける問題解決サイクル。

根室市学校教育情報化推進計画

＊

編集・発行 根室市教育委員会教育総務課

〒087-8711 根室市常盤町2丁目27番地

電話：0153-23-6111

FAX：0153-24-8692

＊

令和7年 月発行